

横浜市立鴨志田中学校 学校いじめ防止基本方針

策定 平成 26 年 3 月
改定 平成 30 年 2 月 1 日
令和 5 年 3 月 24 日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」 第 2 条

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

「いじめ防止対策推進法」 第 13 条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

「横浜市基本方針」 P 1～2

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

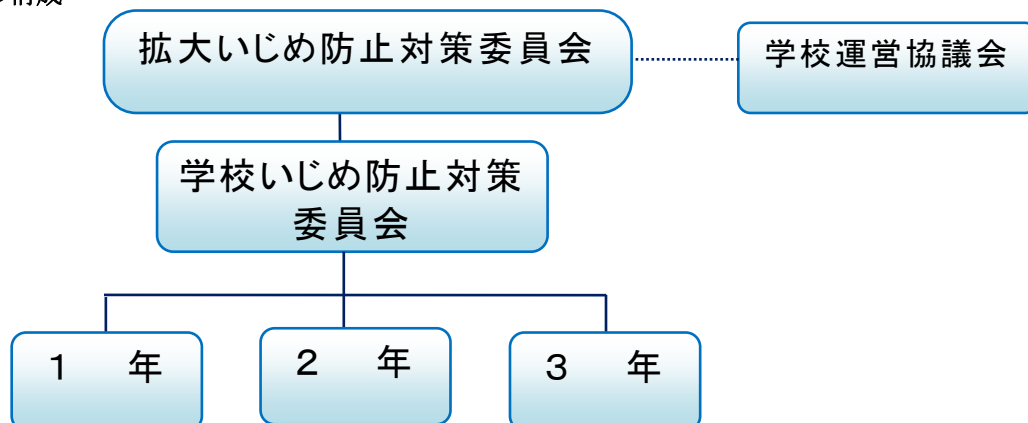
「いじめ防止対策推進法」と「横浜市いじめ防止基本方針」を受けて、学校は安心して安全に、心豊かに生活できる学校づくりを目指すために、次の方向性で取り組む。

- ・いじめはどのクラスやどの子どもにも起こりうる、最も身近で深刻な人権侵害であることを強く意識する
- ・いじめを未然に防ぐため、子どもが主体となって、いじめを許さない子ども社会を形成する意識を育む
- ・いじめが発生した場合は早期に解決できるよう、成長を支えるパートナーである保護者や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながらそれぞれの役割を自覚して指導にあたる
- ・学校長のリーダーシップのもと、学校いじめ防止対策委員会（校内委員会、以下「委員会」）を設置し、いじめの予防及び発生したいじめの対策について、組織的に対応し、積極的認知を図る
- ・誰もが安心して、心豊かに生活できる学校づくり、また人とのつながりを重視し、学校の特色である「あったかい学校」づくりを継続及び推進する
- ・鴨志田第一・緑小学校と小中一貫ブロックで方針を共有し、連携協力を図る

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 組織の構成

構成図



構成員

| | |
|-----------------------------|--|
| 学校いじめ防止対策委員会（校内委員会） | 校長 副校長 生徒指導専任 教務主任 各学年主任 生活指導部長 通級指導教室代表 養護教諭 特別支援CO SC |
| *CO：コーディネーター *SC：スクールカウンセラー | |
| 拡大いじめ防止対策委員会 | 校内委員会 + PTA会長 + 地域 + 弁護士 + SSW |
| *SSW：教育委員会事務局スクールソーシャルワーカー | |
| 学校運営協議会 | 地域 保護者 学識経験者等 |

(2) 組織の運営と役割、活動内容

- ・学校は委員会を常設し、定期的を開催する（月1回開催は必須）。会議は生徒指導専任を中心に進行し、個人情報やプライバシーの配慮等に注意し、会議録を作成・保管する
- ・校長等の責任者は、組織的に対応方針を決定し、いじめ事案の進捗管理する
- ・委員会は、いじめの相談・通報の窓口とし、教育委員会事務局との連携、対応方針の決定、事実の確認、生徒及び保護者への説明と指導、進捗の管理等解決に至るまで、いじめに関する全てに責務を有する
- ・委員会内でいじめと認知した場合は、事実の確認等速やかな対応を図る
- ・臨時の委員会開催の決定及び招集は、校長が命じる
- ・委員会は、基本方針の策定や見直し、いじめ防止の取組や対応方法の検証等PDCAサイクルに基づいて行い、いじめの未然防止及び再発防止に努める
- ・委員会は、教育委員会事務局と相談の上、必要に応じて関係機関（警察・法律・心理・福祉等）等の専門家の参加を求める。また委員会が必要と認めた場合、拡大いじめ防止対策委員会を開催する
- ・委員会は迅速に対応するための中核的な役割を担い、学校・保護者・地域が連携し、組織的に対応する
- ・委員会は、学校運営協議会に基本方針策定や対応、検証の方法及び結果等を諮問し、連携を図る

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処の取組

いじめに対して迅速かつ組織的に対応するために、委員会及び拡大いじめ防止対策委員会で情報を共有し、次のように未然防止、早期発見及び事案対処に取り組む。

(1) いじめ未然防止への取組

- 学校の教育活動全体を通じて、人権理解促進と思いやりの心やいじめを許さない態度、能力の定着を図る
 - ・教科としての道徳の授業をはじめ道徳教育や人権教育の推進及び充実
 - ・職場体験学習や認知症パートナー養成研修等で体験活動と地域連携の推進
 - ・規律正しい態度で、主体的に参加・活躍できる授業づくり・集団づくりの充実
 - ・委員会の存在及び活動を生徒とパートナーである保護者に集会、説明会や学校ホームページ等で周知
- 生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に取り組む活動に対して支援する
 - ・「あったかい学校にしよう」とする生徒会活動への支援
 - ・「あいさつ運動」を推進する学校保健委員会への支援
 - ・いじめを相談・通報できるアンケート調査の定期的な実施
 - ・YPアセスメントを定期的に実施し、学級担任はじめ学年内で情報共有
 - ・弁護士の方々による一斉授業（道徳）により、いじめ防止への理解促進といじめを許さない心の醸成
 - ・周囲にいじめがあると思われるときは、教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談できる状況づくり
- 情報モラル教育の推進を図り、生徒や保護者への啓発に努める
 - ・インターネットやSNS等の取り扱いに関する指導及び情報モラル教育の推進
 - ・スマホ等端末を所持・利用する際には、保護者によるペアレンタルコントロールの実施、強化の依頼

(2) いじめの早期発見

- 生徒の見守りや生徒と保護者との信頼関係の構築に努め、小さな変化でも見逃さないよう調査等を行う
 - ・定期的な教育相談アンケートや教育相談の実施と日頃から保護者と相談できる関係構築
 - ・「いじめ解決一斉キャンペーン」（いじめ防止啓発月間・12月）の実施
 - ・保護者はいじめの加被害に遭わないよう指導に努め、子供を注意深く見守り、学校と連携を図る
- 生徒の日常的な学校生活に目を配り、生徒の状態や交友関係等を把握する
 - ・休み時間や放課後等でのふれあい
 - ・個人面談や家庭訪問の活用
 - ・保健室や相談室の利用
- 教職員が情報共有する

- ・生徒の日頃の様子や変化、アンケート調査結果等各学年会や職員会議での情報共有の推進（令和5年度5月から市教委人権教育・児童生徒課と連携して「いじめ早期発見のための記名式アンケート・教育相談」を実施）
- ・生徒情報及び指導理解研修等の実施
- ・情報共有に基づく、教職員の見守り体制の構築

(3) いじめに対する事案対処

○いじめに対して組織的に対応する

- ・いじめの疑いがあった段階で、委員会が中心となり、速やかに関係生徒に対して、事実確認を行い、保護者への説明等を組織的に対応し、積極的に認知する
- ・いじめと認定された場合、被害生徒及び保護者への説明と支援、加害生徒及び保護者への説明と指導、支援、その後の当該生徒とその保護者との定期的な状況確認と情報共有
- ・教育委員会事務局方面事務所に報告・相談し、SSWと協議の上、被害生徒への心のケアを実施

○教職員全員の共通理解のもと、保護者の理解を得て、関係機関・専門機関との連携を図る

- ・地域を代表する会長やPTA代表、法律の専門家である弁護士が、協議員として参加する学校運営協議会と積極的に協働
- ・警察等関係機関との連携、学校を主体とした「チーム鴨志田中」としての対応

(4) いじめの解消

○いじめ解消の要件（少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要）

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・解消に当たっては、加被害の当該生徒保護者双方と状況確認をした上で委員会に於いて学校長が判断すること
- ・解消後も定期的に当該学級担任はじめ当該学年を中心に当該生徒保護者双方と状況確認し、共有すること

(5) 教職員への研修

○生徒理解やいじめに対して、全教職員の共通理解を図る

- ・市と本校の「いじめ防止基本方針」等の理解を含めた生徒理解研修の推進
- ・いじめ未然防止や早期発見、事案対処方法、法令等の理解促進のための校内研修の充実

(6) 年間計画 *印 生徒・保護者・地域からの意見を聴取し、今後の基本方針の見直しの機会とする

| 月 | 具体的な取組 | 目的・内容等 |
|----|--|--|
| 4月 | 新生徒とその保護者への本校基本方針の説明と周知 生徒指導研修（全教職員） スクリーニング 家庭訪問（全学年） 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」 道徳「人間愛、思いやりの心」（2年） 生徒会いじめ防止プロジェクト「あったかい学校にしよう」（通年） 学校保健委員会「あいさつ運動」（通年 週2回） SNS指導（通年 朝会等） | 生徒理解、保護者理解 教職員の共通理解・生徒理解 生徒理解 「官民協」パンフレット配布等 生徒自らがいじめを考える 生徒によるいじめ防止活動 生徒によるいじめ防止活動 情報モラル教育 |
| 5月 | 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 （記名式アンケート・教育相談） YPアセスメント① 「学校で困っていることに関するアンケート」① 校外学習（1年）自然教室（2年）修学旅行（3年） *学校運営協議会 | 生徒理解、学級風土 生徒理解、支援計画 集団づくり、協力 活動の報告 |
| 6月 | 道徳「友情、信頼」（1、2、3年） *学校保健委員会 | 生徒自らがいじめを考える 活動の報告 |
| 7月 | *教育相談アンケート（全学年） 人権作文コンテスト 道徳「人間愛、思いやりの心」（1、3年） 個人面談（全学年） *地区懇談会 *学校運営協議会 | 生徒理解、早期発見、支援計画 生徒自らがいじめを考える 生徒自らがいじめを考える 生徒理解、早期発見 活動の報告 |

学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時）いじめ認知・支援方針の決定

| | | | |
|-----|--|---------------------------------------|--|
| 8月 | 「学校で困っていることに関するアンケート」② 教育相談（全学年） 人権研修・いじめ防止職員研修(全教職員)、法令理解研修 | 学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時） いじめ認知・支援方針の決定 | 生徒理解、支援計画 生徒理解、早期発見 教職員全員の共通理解 |
| 9月 | 地域マイスター講話（全学年） 進路面談（3年） 弁護士授業「いのちの大切さを学ぶ教室」（全学年） YPアセスメント② * 学校運営協議会(委員会) | | 地域交流、集団づくり、協力 自分を理解し、知る 情報モラル教育「いじめを考える」 生徒理解、学級風土 活動の報告・事案の検討 |
| 10月 | 文化発表会 合唱コンクール 児童・生徒交流日 | | 集団づくり、協力、小中交流 |
| 11月 | 面接練習（3年） 道徳「人間愛、思いやりの心」（2年） * 学校運営協議会 | | 自分を理解し、知る 生徒自らがいじめを考える 活動の報告 |
| 12月 | 人権標語づくり * 教育相談アンケート（全学年） * 学校評価アンケート * 学校評価 個人面談（全学年） いじめ解決一斉キャンペーン（いじめ防止啓発月間） | | 生徒自らがいじめを考える 生徒理解、早期発見、支援計画 生徒理解、早期発見、支援計画 自分を理解し、知る 生徒自らがいじめを考える |
| 1月 | 教育相談（全学年） 職場体験（2年） 道徳「人間愛、思いやりの心」（1、3年） 「学校で困っていることに関するアンケート」③ YPアセスメント③ * 学校運営協議会(委員会) | | 生徒理解、早期発見 地域交流、集団づくり、協力 生徒自らがいじめを考える 生徒理解、支援計画 生徒理解、学級風土 活動の報告・事案の検討 |
| 2月 | 入学説明会（新入生保護者向けSNS教室） * 学校保健委員会 | | 警察署、情報モラル教育 活動の報告 |
| 3月 | 人権講演会（LGBT他人権教育） 認知症サポーター養成研修 小学校・中学校との情報交換・スクリーニング * 教育相談アンケート（1・2年） デートDV・薬物乱用防止教室 保健指導 年間の振り返りと次年度に向けた立案 * 学校運営協議会(委員会) | | 教職員の共通理解と生徒理解 地域ケアプラザ、生徒理解 教職員の共通理解・生徒理解 生徒理解、早期発見、支援計画 いじめに向かわない態度・能力 活動のまとめ・検討 活動の報告・事案の検討 |

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

「いじめ防止対策推進法」第28条第1項
いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）

(2) 重大事態発生時の報告

- ・学校は、「いじめ防止対策推進法」第28条に抵触する重大事態が発生したと委員会が認知した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告

(3) 重大事態の調査

- ・拡大いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに対処
- ・被害生徒への配慮を優先し、再発防止を視野においた事実関係の調査を実施
- ・調査結果を教育委員会事務局方面事務所に報告

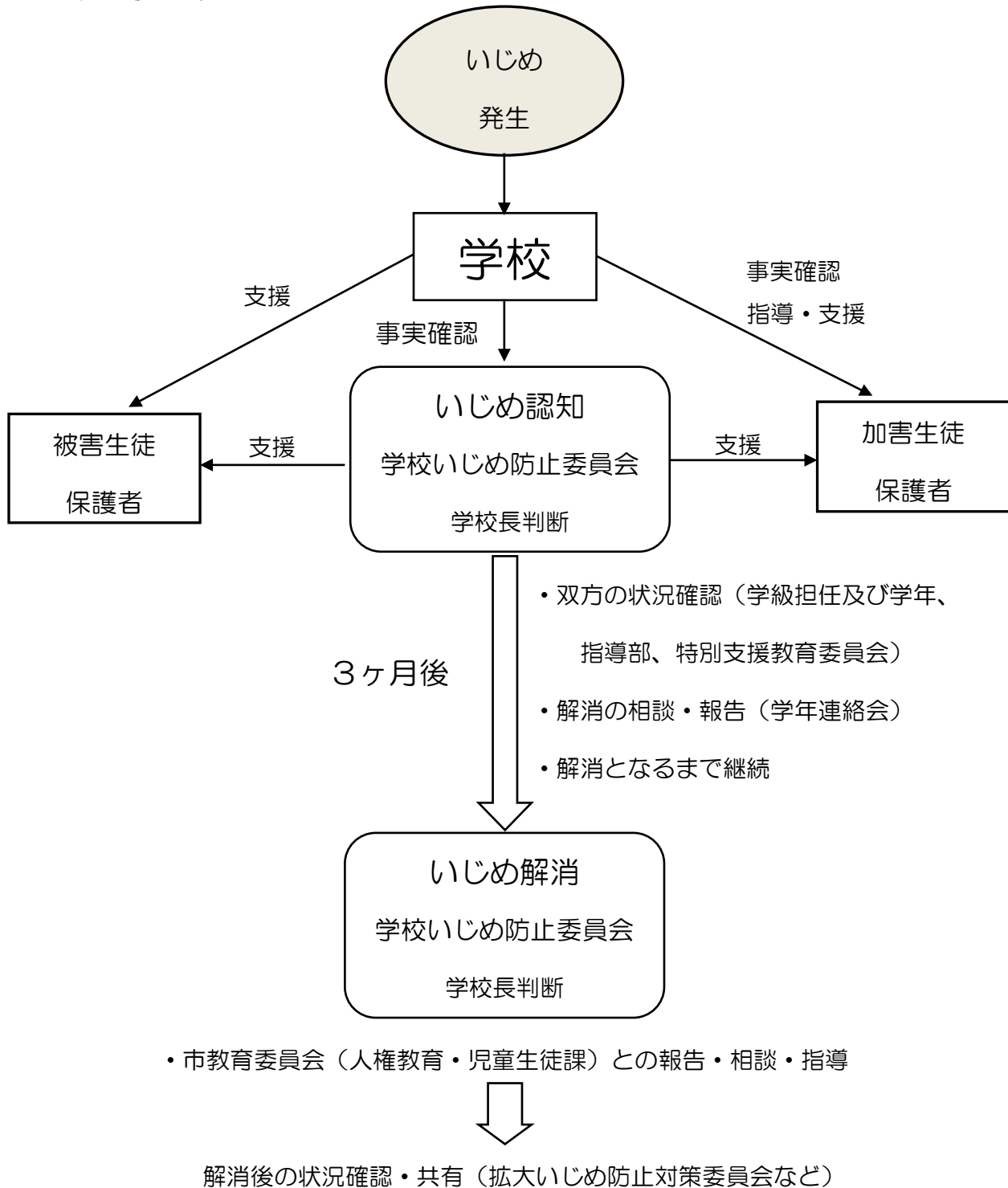
(4) 児童生徒・保護者への報告

- ・いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告
- ・日常的に保護者との情報交換を密に行い、被害生徒に適切な支援、指導が可能な信頼関係を構築

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・PDCAサイクルを重視し、少なくとも年1回点検を行い、生徒、保護者、地域からの意見も取り入れ、必要に応じて組織や取組等の見直しを実施
- ・必要がある場合は、市と本校の「いじめ防止基本方針」の見直しを検討、措置

6 いじめ発生後の対応



横浜市立鴨志田中学校学校いじめ防止基本方針策定経過

策定年月 平成26年3月

一部改定 平成30年2月1日・令和5年3月24日